

R3事業継続支援給付金給付事業

【タクシー事業者等緊急支援型（第5期）】

商工観光部商工振興課

事業費：10,830千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施し、現在も第3期の給付事業を実施しているところである。
また、8月上旬には東京都外5府県に緊急事態宣言、14道府県にまん延防止等重点措置が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、本県においても8月6日にステージⅢに引き上げられていた感染拡大の警戒基準が、8月13日にはステージⅣに引き上げられ、鹿児島県独自の緊急事態宣言を発令するとともに、8月16日から8月29日までの2週間、本市の飲食店等に営業時間短縮要請が行われた。
8月17日の本県に対する国の「まん延防止等重点措置」の適用の決定に伴う、8月20日から9月12日までの本市への措置区域の指定は解除となり、酒類の提供禁止・大規模集客施設の営業時間短縮要請は解除となったが、飲食店等への営業時間短縮要請は、引き続き、9月13日から9月30日までの18日間で再延長された。
新型コロナウイルスの感染拡大により、これまでも大きな影響を受けてきたタクシー事業者及び自動車運転代行業は、営業時間短縮要請の再延長により、更なる影響を受ける。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県による市内飲食店を対象とした令和3年9月12日までの営業時間短縮要請期間が再延長されたことに伴い、利用者が減少するなど大きな影響を受けるタクシー事業者及び自動車運転代行業者を支援し、安全かつ安定した運行の維持・確保を図るため、給付金を給付する。

- 【対象者】 市内に事業所があるタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。）及び自動車運転代行業者 28事業者
- 【給付要件】 令和3年9月13日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。 等
- 【給付金額】 10,800千円 A（負担金補助及び交付金）
タクシー事業者 1台あたり最大54千円（日額3千円×18日）
自動車運転代行業者 1台あたり最大90千円（日額5千円×18日）
※1事業者につき、給付金額の上限は1,350千円
- 【申請開始】 令和3年10月中旬予定
- 【事務費】 30千円 B（消耗品費、通信運搬費、手数料）